

富山市ビーチボール協会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は富山市ビーチボール協会（以下「本会」）と称する。

第2条 本会の事務局は会長の指定する場所におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は富山市ビーチボール愛好者の統一機関であり、ビーチボール競技の健全な普及発展と会員の親睦をはかることを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ビーチボール人口の増加のための普及活動。
- (2) ビーチボールの技術向上のための研修、指導、教室の開催。
- (3) ビーチボール大会等行事の開催。
- (4) 各種大会の派遣及び後援。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項。

第3章 組 織

第5条 本会は第3条の目的に賛同する各地区協会に登録する者で組織する。

第4章 役 員

第6条 本会には次の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	若干名
理 事 長	1 名	事 務 局 長	1 名
事 務 局	若干名	理 事	若干名
評 議 員	若干名	監 事	2 名

第7条 本会役員の任期は2年とする、但し再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期とする。

第8条 本会の役員は次の通りである。

- (1) 会長及び副会長及び監事は理事会で推挙し総会で選出する。
- (2) 理事長は理事の互選により会長が委嘱する
- (3) 理事は各地区から2名以内と県の理事とする。

第 9 条 本会役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は会長の命を受け会務を取りまとめる。
- (4) 理事は理事長を補佐し事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 理事は本会の会務を遂行する。
- (6) 事務局長は本会の事務及び会計をする。
- (7) 監事は本会の会計事務を監査する。

第5章 会 議

第10条 本会の会議は総会と理事会とし、その議長は会議が務める。

第11条 評議会は総会において本会の重要事項について決議する。

- (1) 予算及び決算に関する事。
- (2) 行事計画に関する事。
- (3) 役員選任に関する事。
- (4) 規約制定及び改正に関する事。

第12条 理事会は重要事項について協議する。

第13条 必要により会長が臨時総会を開く事が出来る。

第14条 総会は、評議員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は主席者の過半数の決議をもって決する。賛否同数の場合は議長の決するところとする。

第6章 会 計

第15条 本会の経費は会費・補助費・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる

第7章 登録規定

第17条 当協会の大会に出場するものはいずれかの地区に登録する。

- (1) 各地区登録者は他地区との重複登録は認めない。
- (2) 地区間の移動は両地区の同意を経て行う事とする。

附 則

- 1 本規約は平成18年4月22日より施行する。
- 2 本規約は平成22年4月24日より施行する。(役員の改正)